

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
(千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等)

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等*」の漁獲量等を公表します。

令和7年3月14日

千葉県知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等*」

*千葉県資源管理方針八4(2)ケからシに規定する知事管理区分

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和7年3月12日現在)

約84パーセント (A/B)

※漁獲量(A): 13.4トン (概数)

漁獲可能量(B): 16.0トン

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間)